

○経済産業省告示第三十号
産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第六十二条第二項の規定に基づき設備導入促進
法人の事務所の所在地の変更の届出があつたので、同法第六十二条第三項の規定に基づき、次のとお
り公示する。
平成二十七年三月十八日
経済産業大臣 宮沢 洋一

Table with 2 columns: 名称 (Name) and 変更前/後別 (Before/After). Entry: 一般社団法人低炭素投資促進機構, 住所及び設備導入促進業務を行う事務所の所在地.

○経済産業省告示第三十一号
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第八号)
第十九条第四項の規定に基づき費用負担調整機関の住所及び所在地の変更の届出があつたので、同条
第五項の規定に基づき、次のとおり公示する。
平成二十七年三月十八日
経済産業大臣 宮沢 洋一

Table with 2 columns: 名称 (Name) and 変更前/後別 (Before/After). Entry: 一般社団法人低炭素投資促進機構, 費用負担調整機関の住所及び所在地の変更.

○国土交通省告示第四百一号
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高
速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)第七条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十七年三月十八日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の
縦覧に供する。
平成二十七年三月十八日
国土交通大臣 太田 昭宏

Table with 4 columns: 路線名 (Route Name), 区 (District), 変更前/後別 (Before/After), 敷地の幅員/延長 (Width/Length). Entry: 近畿自動車道天理吹田線, 大和郡山市横田町一三四七番から同市馬司町三二五番六まで.

○国土交通省告示第四百二号

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百二十六条の二第二項第五号の規定に基
づき、火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分
を定める件(平成十二年建設省告示第千四百三十六号)の一部を次のように改正する。
平成二十七年三月十八日
国土交通大臣 太田 昭宏

避難階又は避難階の直上階で、次に掲げる基準に適合する部分(当該基準に適合する当該階
の部分(以下「適合部分」という。))以外の建築物の部分の全てが令第二百二十六条の二第一項第
一号から第三号までのいずれか、前各号に掲げるものいずれか若しくはイ及びハからホまで
のいずれかに該当する場合又は適合部分と適合部分以外の建築物の部分とが準耐火構造の床若
しくは壁若しくは同条第二項に規定する防火設備で区画されている場合に限る。

- (1) 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)別表第一(イ)欄に掲げる用
途以外の用途又は児童福祉施設等(入所する者の使用するものを除く。)、博物館、美術館若
しくは図書館の用途に供するものであること。
(2) (1)に規定する用途に供する部分における主たる用途に供する各居室に屋外への出口等(屋
外への出口、バルコニー又は屋外への出口に近接した出口をいう。以下同じ。)(当該各居室
の各部分から当該屋外への出口等まで及び当該屋外への出口等から道までの避難上支障がな
いものに限る。その他当該各居室に存する者が容易に道に避難することができる出口が設け
られていること。

附則

(施行期日)

- 第一条 この告示は、公布の日から施行する。
(プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な
技術的基準を定める等の件等の一部を改正する件)の一部改正
第二条 プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必
要な技術的基準を定める等の件等の一部を改正する件(平成二十七年国土交通省告示第六百八十四号)
を次のように改正する。
第四条のうち、火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建
築物の部分等を定める件第四号の改正規定中「第四号ロ」を「第四号ロ」を「第五号ロ」と改める。

○国土交通省告示第四百三号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定に基づき、事業
の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に
基づき次のとおり告示する。
平成二十七年三月十八日
国土交通大臣 太田 昭宏

国土交通大臣 太田 昭宏

- 第1 起業者の名称 国土交通大臣
第2 事業の種類 一般国道115号改築工事(相
馬福島道路・福島県相馬市山上字山岸地内か
ら同市山上字小豆畑地内まで及び同市玉野字
又ガカリ地内から伊達市靈山町下小国字御渡
地内まで)及びこれに伴う市道付替工事
第3 起業地
1 収用の部分 福島県相馬市山上字山岸、字
荒屋舗、字糠川、字入南田、字小平、字上並
木、字間ノ次郎、字小田原及び字小豆畑、粟
津字長沢、今田字大竹、字山野、字今田前、
字石田、字久保前、字敷内、字東羽黒平、字
湯在小路、字西羽黒平、字前原、字引沼及び
字権現下、玉野字又ガカリ並びに東玉野字ウ
下沼、字姥ヶ岩、字南又八、字又八、字東日
向、字中江、字矢立沢、字堤下、字町裏及び
字向山地内
福島県伊達市靈山町石田字彦平、字庚申向、
字五束刈、字大貝、字川向、字川面、字行台
道、字庄司刈、字熊屋敷、字腰廻、字高松、
字広前、字上六盆内、字後久保、字金舟蔵、

- 2 使用の部分 福島県相馬市山上字荒屋舗、
字才ノ神沢、字堀手下、字丹沢、字糠川、字
入南田、字小平、字上並木、字間ノ次郎及び
字小田原、今田字山野、字今田前、字石田、
字久保前、字敷内、字東羽黒平、字湯在小路、
字西羽黒平、字前原、字引沼及び字権現下並
びに東玉野字姥ヶ岩、字南又八、字又八、字
東日向、字中江、字矢立沢、字堤下、字町裏
及び字向山地内
福島県伊達市靈山町石田字彦平、字庚申向、
字五束刈、字大貝、字川向、字川面、字行台
道、字庄司刈、字腰廻、字高松、字広前、字上六
盆内、字後久保、字正刈田、字正夫沢、字東矢
塚、字金舟蔵、字田代坂、字大城坂、字上馬